

埼玉県テニス協会主催大会におけるペナルティ規定

埼玉県テニス協会

(目的)

本規程は、当協会が主催する大会に関係する全ての人々が、テニスルールやマナーを遵守し、公正に振る舞うことにより、全員が気持ちよく大会に関われる環境をつくることを目的とする。

(ペナルティの定義)

- 1) 県主催大会を含む複数の大会にエントリーし、県主催大会を棄権した場合

埼玉県テニス協会が主催する大会にエントリーした選手が、グレードが下位の大会に出場した場合は、ペナルティの対象となり、県主催大会欠場日から1年間は県主催大会への参加を認めない。

ここでいう「下位大会」とは、地区テニス協議会主催大会、市民大会及びその他のクラブ等が主催する非公式大会をいう。

- 2) スポーツマンシップに反する行為をした場合

違反する行為とは以下のとおり。

- ・無断欠場
- ・大会主催者側の指示に従わない
- ・レフェリー又は審判員の指示に従わない
- ・試合に係わるあらゆる人に対する言葉による侮辱
- ・試合に係わるあらゆる人に対する暴挙（暴力等）

- 3) 上記1) 2) 以外の違反行為については、大会運営委員会でその事実関係を確認の上、具体的な措置内容を決めることとする。

- 4) ペナルティは、一般大会・ベテラン大会に関わる、当該参加者個人に科するものとする。

- 5) 後日になって違反の事実が判明した場合は、その事実が判明した日からペナルティを適用する。

(ペナルティの種類)

- ・口頭による注意
- ・文書による警告
- ・県主催大会への出場停止
- ・県テニス協会会員を除名

(ペナルティ執行手続き)

適用するペナルティについては、大会運営委員会での審議を受け、執行部会で決定する。決定した内容は、当協会から対象者へ通知するとともに、その後に開催される常務理事会に報告する。

但し、会員の除名に関しては、理事会の承認を必要とする。

2007年 6月30日制定

2023年 7月 1日改訂